



高知県立消費生活センター

地域見守り情報

誰でも簡単に稼げる！？ネットでのもうけ話にご注意！！

簡単にお金を稼ぐ方法などと称する情報（いわゆる情報商材）がインターネットで販売されており、全国の消費生活センター等には中高校生からも相談が寄せられています。副業サイトやSNSなどで、「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、楽に稼げるうまい話はありません。

【県内事例①】

「誰でも簡単に日に2～3万円稼げる」というサイトを見つけ、SNSで友達登録した。内容は、他社で仕入れた商品を大手通販サイトで売ることによって差益を得るといったものだった。登録したサイトからサポート契約を勧められ消費者金融から借入れをして支払ったが、思ったように収入が得られないため解約したいと連絡したところ、解約料金と手数料で半分以上戻ってこないとのことだった。納得できない。

（40代 男性）

【県内事例②】

副業をしたいと思いスマートフォンで検索、メールで会話をすると報酬がもらえるというサイトを見つけ登録した。報酬を受け取るにはポイントを購入しなければいけないと言われカードで購入、健康保険証の写しを渡してしまった。詐欺ではないかと思いサイトに退会したいと申し出たが、会話の相手の承諾が必要と断られた。どうすればよいか。

（20代 女性）

【県内事例③】

小遣い稼ぎにと思い転売の副業サイトに登録をしたが、商品が売れないので嫌になり半年の契約期間が経過したので解約を申し出たところ、「更新期間を超過しているため半年は解約できない、解約したければ解約料が必要」と言われ受け付けてくれない。どうしたらよいか。

（50代 女性）

アドバイス

1. 広告や説明と違って情報の内容に価値がない、収入が得られないといった相談が見られますが、情報商材は購入するまで内容を確認することができません。安易な購入はやめましょう。
2. 「元が取れるから大丈夫」と言われても安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないでください。お金がないという断り方をすると借金等を勧められるので、「契約しない」とはっきり伝えましょう。
3. 困ったときは、消費生活センター等に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

